



## 市立東霊苑の第1期分譲の永代使用者募集 ～緑豊かなくつろぎのある空間を兼ね備えた霊苑～

豊岡市立霊苑は、西霊苑（昭和45年分譲開始、総面積48,293㎡、計1,311区画）の1カ所で、現在空き区画がなく、約70人の待機者がいる状況である。

しかし、西霊苑ではこれ以上の霊苑拡大はできないことから、別の場所に市立東霊苑を作ることとなった。

東霊苑は霊苑としての機能だけでなく、「市民が憩い、緑豊かなくつろぎのある空間をもった公園」として整備を進めてきた。10月1日使用開始予定であり、このほど第1期分譲の永代使用者を募集する。

### 1. 豊岡市立東霊苑概要

#### (1) 所在地

市場490番地の1

#### (2) 施設概要

- 総面積38,390㎡
- 墓所980区画（第1期323区画）
- 駐車場75台（身障者用5台含む）（第1期28台、内身障者用2台）
- トイレ3箇所（第1期2箇所）
- その他・・・公園（2,455㎡）、修景水路、ビオトープ、東屋2棟（第1期1棟）

#### (3) 配慮したこと

- せせらぎやビオトープを配置し、散策やお花見の出来るくつろぎのある霊苑として整備
- 周辺の埋蔵文化財の保存に努めた。
- 近隣集落（住宅）から墓石が直接見えないよう配置し、花木などを植栽
- 工事中の騒音等に配慮し、土砂の持ち出し、持ち込みは行わず、現地の土のみで敷地を造成

#### (4) 事業期間

平成18年11月～平成23年9月（第1期）

#### (5) 事業費

約700,000千円（第1期+今後予定の第2期）

### 2. 第1期分譲永代使用者募集概要

#### (1) 募集墓所区画

323区画・・・1区画6㎡（間口2m×奥行3m）

#### (2) 申請資格

- 豊岡市に住所又は本籍を有する人
- 申請者または申請者と同一の世帯に属する人が、豊岡市立西霊苑（高屋）の永代使用をしていないこと



※1世帯につき1区画。重複申請はできない。

※西霊苑を返還して東霊苑を求めることは可能。ただし、西霊苑の永代使用料は返還しない。

(3) 永代使用料及び管理料(永代使用料は、永代にわたる墓所の使用料)

区 分	永代使用料	管理料(年額)
豊岡市に住所を有する人	780,000円	3,000円
豊岡市に住所を有しない人	936,000円	3,000円

(4) 申込期間

平成23年4月25日(月)～5月31日(火)

(受付は、土・日曜日、祝祭日を除く午前8時30分～午後5時15分)

(5) 申込方法

豊岡市立東霊苑永代使用申請書に、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)及び住民票の写し(謄本)を添付して、郵送又は持参により生活環境課(〒668-8666 豊岡市中央町2-4 豊岡市役所北庁舎2階)に申し込む。

※本市に住所を有しない人は、東霊苑管理人選任届の提出が必要

※申請書、募集区画図面等は生活環境課で配布。また、申請書類は4月25日以降、市のホームページからもダウンロードできる。

(6) 抽選会

永代使用墓所の位置を抽選で決定

○とき 平成23年6月下旬(予定)

○ところ 豊岡市民会館

(7) その他

霊苑内は造成工事中のため、立ち入ることはできない。

3. 今後の予定

平成29年度に第2期整備を予定。

ただし、今回供用区画の永代使用状況と需要の動向を見ながら、次期整備の実施時期や区画数等を決定する。

《参考》西霊苑(高屋霊園)

第1期分譲	802区画
第2期分譲	135区画
第3期分譲	135区画
第4期分譲	134区画
第5期分譲	105区画
計	1,311区画

〔問合せ〕豊岡市市民生活部生活環境課 ☎0796-21-9001